

◇武藤 威 君

○議長（伊藤福章君） 次に、9番 武藤威君の一般質問を許可いたします。武藤威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） 9番武藤でございます。

まず最初に、生活保護をめぐる問題についてでございますけれども、高失業率が続き、ワーキングプアの増大など、我々の生活の困難が続く中に、社会保障制度の改悪も影響して、全国的に見ると生活保護利用者は10年連続で増加しまして、ある新聞で見ましたけれども、利用世帯が106万世帯、利用者が149万人、保護率は1.2%と、95年比で1.7倍かと、いわゆる利用人数、人員として報告されておりました。しかし、県、また町の状況等を見ますと、生活保護制度が出番にふさわしくその役割を果しているかといえば、到底言えないのではないかと思えるわけでございます。全国的、全県的に見ても保護の利用資格があるのに、現に利用している世帯は約20%から30%どまりと報告されておりました。我々の生活が深刻になっている今こそ利用しやすい生活保護が求められているのにもかかわらず、2006年には老齢加算がご承知のよう全廃されました。また、母子加算や保護基準全体の削減が強行されております。

こうした中で、北九州市では、保護を拒否されたことによって餓死者も出ておりますし、ついこの間では、秋田市役所福祉事務所の前で抗議の自殺が起きているような異常な事態となっております。一体これをどのような見方をしているのかということでございます。

例えば、最低生活の生計の試算をする場合、最低限度の生活を保障するいわゆる費用でございますけれども、例えば、70歳以上の高齢でひとり暮らしの場合、1日当たり1,850カロリー必要だそうございますけれども、それには例えば卵、肉、魚介類、またそういう食品を購入するには1日1,000円から850円ぐらいかかるそうございます。

また、年寄りにありがちな引きこもりにならないように、やっぱり友達と刺し身で、また天ぷらで一杯やりたいということも二、三千円ぐらいの計算になると思っておりますけれども、そのほか、水、光熱費、交通費、通信、ポリ袋、トイレトペーパー、部落会費、香典、住宅費、また税金など等を引くわけでございますけれども、そういう中で、その最低生活費でございますけれども、生活保護は一体最低生活を営む上で必要な経費の何割ぐらい、何%ぐらい町では見ているのかどうかということでございます。

ということで、こういう厳しい状況の中、美郷町内の実際の保護利用資格の状況をどういう観点から把握しているのか教えていただきたいわけでございます。

また、福祉事務所、役場の指導、指示が次第に厳しくなっているように、そういう声が聞かれますけれども、この生活保護法も受給者の自由を尊重しなければならないと定めておるわけでございます。この指導・指示は強制でないとは思いますが、このことを確認の意味で、町の考えを

お聞きしたい。

そのついでと言っては悪いですがけれども、そういう計算をする場合、土地や家、電話、電気製品や車など持っているなど、どの程度まで許容範囲となっているのか、中には車があるからだめだというような裁判まで起きているところもあるわけですので、その辺を聞いてみたいと思います。

また、町民の声で聞かれるわけですのでけれども、やはり、自分がそういう生活をしているということで、心苦しいという、私から見れば当たり前前の正々堂々とやってもらいたいわけですのでけれども、申請用紙がいちいちこごまって出さなくてもカウンターの前に置くことはできないのかと、その辺を聞きたいと思います。ちょっと時間がありますので、はしょってやめますけれども。

次に、町内の子供たちに自然体験を通じた環境学習をということでございます。

実は私事ですがけれども、私の孫は漫画家になると言っていて、漫画が好きで、増田町にあるまんが美術館によく連れていかれますけれども、その一隅に矢口高雄さんのこんな言葉が紹介されていました。

「見上げれば山、見渡せば山、喫茶店も映画館もデパートもない。山の中の僕の村。あるのは山々と1本の細い流れ、好むと好まざるとにかかわらず、その山と川が僕の遊び場であり、勉強部屋であった。子供同士けんかもしたし、お腹をすかせてひもじい思いもした。贅沢なものは何一つなかったが、自然の中にどっぷりともぐり込んで満ち足りていた。今の子供たちに体験させてやりたい思い出だ」という文章がありましたけれども、やはりこれはそれだけでなく今現代病とでもいいますか、不登校やいじめなどが年々起きておるわけですので。美郷町にはないと言われておりますけれども、結構裏の方でも小さなものからあるわけですので、その辺も含めまして、それに関連ございますのでこれを取り上げたわけですので。

やはり、この美郷町にも緑のダムと言われる山々の保水、また、川の水は我々の暮らしと社会に密接にかかわってきましたが、でも現在の子供たちは蛇口をひねれば水が出る。六郷の清水はじゃりとり穴さ水を入れれば、それが自然にわき出てくると。そういうことを言うわけですので。しかし、こういう蛇口をひねれば水が出るというのは、現在当たり前となった。いわゆる便利さを手に入れた、その一方でその水を得る源となるダムの役割を果たす山々や水田、小川、堰などへの感謝の念、畏怖の心を忘れかけているのではないかと私は思うわけですので。

そして今それに追い討ちをかけているといいますか、今、川、小川、堰は汚くて危ないと我々もですがけれども、子供たちをそれから遠ざけているのではないかと思われるわけですので。小川、堰にはさまざまな自然があつて、そこには子供たちをわくわくさせる生き物がおるわけですので。環境学習や自然体験の場として、多面的な材料を与えているのが川、堰なのだと思うわけですので。

その前に、なぜこの川が汚いのか、この堰はどこから、何が原因で汚れているのか、やはりこういうものは子供たちはもちろんですが、我々もですが、みんなで考えたいわけですので。

ところで、今農地、水、環境保全対策が叫ばれている中、美郷町における生活基盤もですけれども、将来を担う子供たちに生活環境の整備においては、景観や自然環境との調和に配慮した生き物や自然との共生を図るための整備も必要になってくると思いますけれどもどうでしょうか。先月の8月5日に、ことしで第8回目となるわけでございますけれども、茨城県のつくばから36校、先生たちが11人、昨年も来ましたが、その中には筑波大の先生、教授もことしも来ました。我々がふだん何気なく使っている水の原点を探りたい。勉強したいと。今回も美郷町に来て、標高700メートルぐらいですけれども、そのあたりまでブナ林まで東山に登りました。私もことしも一緒に同行しましたがけれども、そのたんに思うわけでございます。山道を歩きながら、子供たちがその教授、先生に、ブナ林付近の土の層や石を砕いて、その石は安山岩だ、ほとんどだそうですけれども、その風化の様子や石の種類、また蓄積されているどこを掘っても虫から何から出てくる。初めて、何気なく歩いておりましたけれども、私も経験しましたがけれども、びっくりしましたけれども、一生懸命腐葉土をつくり、いわゆる保水の役目をする土をつくっている。その姿を教わったり、本当にそういうものを目で見、耳で聞き、これは本当の意味での自然環境学習だなとつくづく感じたわけでございます。

実は合併前に、旧千畑町、仙北町、六郷町、仙南村の各町村長に、地元の子供たちにもそのような体験の場を与えたらどうかと。与えてくださいと。お願いに回りました。たしか松田村長さんにも行っただけです。盛り忙しくてちょっとの時間でしかたけれども、行きましたけれども。そういう機会を逃しているのではないかと。やはり学校の生徒全部と言ってもあれですから、今学校数ありますけれども、各学校からとりあえずといっても、1人でも2人でも、その子供たちの一緒に企画にまぜられながら勉強させてやれば、ついでですから金も余計かからないだろうし、本当にいい勉強になるのではないかなと。そこあたり、そういうことでございます。

それから、次に、補償問題についてでございますけれども、特に、冬季間に多いんですけれども、杉並木、松並木、仙南の公園の周りから雪塊が落ちて、車が壊れたと。人身事故に至らないで本当にいいと思っておりますけれども、毎年のようにありますけれども、またブルで除雪のために屋根の角っこぶっ壊したとか、そういう物損事故が起きてそのたびに示談金など今回も今町長の所信表明でもありましたけれども、道路の件でありましたけれども、そういうものがあるわけでございます。これ見れば、どこあたりまで町として責任持てばいいのかわかりませんので、私少し例を出しましたけれども、例えば、学校で水泳の時間中にけがをしたときのそのときの学校側の賠償責任はあるのかどうか。ところでふざけ合っただけでけがした場合、何となるのか。

また、学校の中でスポーツや遊び中にけがをしたときの賠償責任。

また、台風などで恐らくこれ町だと思いますけれども、看板倒れたり、木の枝が落ちてきてけがをした、あるいは車を壊したと。先ほどもありましたけれども町道の欠陥が原因で負傷した。けがをした。

物損事故を起こした。ただ、これどの程度の欠損か欠陥道路かと、その辺の町の判断があったら教えていただきたい。

また、野球活動をして野球部の練習中にデッドボールが当たって負傷した。この賠償責任はあるのか。

また、いじめに遭ってあるのかどうか、怪我した場合。

またこれと直接関係あると言え、これは恐らくないと思う。全般的に言えばあると思いますけれども、ついでするので項目に加えましたけれども、町で定める要綱や協定について町長が定める規則とはどのような効力、どこまでのありますかと。

最後ですけれども、もう5分かかってやります。

国体のリハーサル大会、本当にご苦労さまでした。町長初め、職員初め、ボランティア初め、多くの町民の力を借りながら、大成功に向けてやって本当によかったです。朝早くから大会当日なんかは5時まで行かないといけない、6時まで行かないという、口説きではないけれども、そういう声も聞こえてきましたけれども、本当に皆さんの協力で来年の国体は間違いないと、私自転車しか見ませんけれども、と思っておりますけれども。

ただ、私この自転車しか見ませんし、余り手伝わなくて、ただ見にばかり行きましたけれども、実は私事で悪いですけれども、たしかきょう傍聴の中でも私の後輩もいてわかって生き証人だと思えますもので、私も実はずっと昔ですけれども、自転車をやって、一応インターハイに出まして、いい気になって予選のときは半周ばかりするところを追い抜いていきましたら、決勝で、みんなに組まれて絶対前に出れないでビリになった苦い経験がありますので、よくわかります。

そういう中で、今回はアナウンスの方は本当にソフトな声で、本当に適した、本当にいい声の持主で、ぜひとも本大会でもやってもらいたいと思います。

しかしながら、ただ「失礼しました。失礼しました」がちよっと多かったような感じがしました。ということは、これはアナウンスの責任でないと思います。経験不足だと思いますし、よその大会を見ていない結果ではなかったのかなと思うわけでございます。やはりアナウンサーはアナウンスは大会を盛り上げる最も重要な一番のいい仕事と言えいいんだか、一番目立つ、一番そのアナウンスによって、その大会が盛り上がる大事な仕事だと思います。

ですから、私なりに感じたことですが、実は私、ロードレースの出発点の席を借りて見てみましたが、やはりロードレースも全員の選手が、先ほど町長の報告がありましたけれども、その育った県、現在の県の代表、背中に何々県というものを背負ってはるか遠くから勝負をかけたておるわけでございます、やはり県の誇りを持って各選手ともやっているはずでございますけれども、しかしながら、特に最終ゴール近くになれば、「秋田県のだれそれ何番目に出ていました」と専門に秋田県の

選手の名前だけ言って、これは実は次の日のトラックレースのバンクレースのときに一服上からたばこ吸いにいきました。これはよその県のちょっと大坂あたりの声だけれども、そういう人の声がこうでした。「もうちょっと考えた方がよくないかと」という声です。実は私の声ではありません。やはりそういう声がありました。なるほどなと思いました。

例えば、各ポイントの説明もございましたけれども、何ポイント目に行きましたと。しゃべっている人と選手と本当に選手のサポーターやっている人ぐらいはわかるけれども、一般の我々はわからない。例えば、どこそこのカントリーの前を歩きましたとか、大体现時点に来るには何キロぐらいありますので、何々県のだれそれさんと何々県のだれそれさんと第一集団は何分ぐらいに着くと予測されますとか、そういうもうちょっとつけ加えて。ただ、今の段階、1人のアナウンスでは無理だと思います。やはり同じ2人ぐらいおって、タイムを言う人と、経過報告を言う人、これは恐らくトラックレースでも同じことが言えるわけでございます。

例えば、私もやったことがございますけれども、タイムトライアルやスプリント、やはりそれを入れてもらったりする直前に「何々県の武藤君」ってなれば、闘志がわいてくるんですよ。何かあれを見ていたら半周ぐらい回って行ってから、今走っているのはだれそれさんとだれそれさん、何県も言わないで。あれでは、選手も初めての経験の人もおると思います。やはりそうでなく、出発のゴール、それからタイム結果も言わなければいけない。やっぱり1人でなく、タイム結果は、「このときはおれがタイムを言うぞ、紹介はここらあたりでおれやるぞ」と、そこらあたりまでやらなければ、本当に盛り上がらないんです。せっかくの金かけて、みんなが難儀してやれないのではないのなと思うわけで、やはり区切りのよいというか、いいですか、おれは本当によくできたと思いますよ、大会も進行も、ただ、ちょべつとしたそのアナウンサーのタイム、アナウンサーは悪くない。その言う場所がちょっと最後に思ってもらいたいのは、何か我々も秋田のあれ走ってきた、勝てばいいとそうは思いますけれども、やはり全国大会ですから、やっぱり全県の秋田県の武藤と言え、それ背負って負けたくない、恥かく、そういうやつをみんなそういつて来ているものですから、そこあたりもうちょっとまだまだこれから大会もあると思いますので、もうちょっと係の人やまずアナウンサー初め、1年間勉強してやれば、今の何十倍というすばらしい国体を終わらせることができるのではないのでしょうか。ここではこれで終わります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生活保護に関する質問ですが、まず町内の生活保護の利用資格状況の把握とのことですが、生活保護は、生活保護法第4条におきまして、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他

あらゆるものをその最低限度の生活を維持するために活用することを要件として行われることとされており、この要件に該当する方がどの程度いるのかについては、実際に申請がなされ、必要な調査を行いませんと判断できないことでもありますので、把握が困難であることにご理解をいただきたいと存じます。

また、生活保護世帯に該当するかどうかの要件確認のための個人資産等の調査及び保護の決定は、保護の実施機関である県の南福祉事務所が行うこととされており、役場では各地域の民生委員と協力して、生活保護世帯の各種相談に応じているほか、医療券の交付や保護申請を受け付けております。

なお、現在、美郷町の生活保護受給世帯は83世帯となっております。

次に、被保護者に対する指導及び指示につきましては、議員ご指摘のように、生活保護法第27条第3項の規定上、強制し得るものではないと私どもも認識しております。

また、土地や家屋など資産要件の具体的運用については、実施機関の判断によるものですので、私からは答弁を差し控えさせていただきます。

保護申請書についてですが、現在、申請書は受付の窓口となっている福祉保健課及び各総合サービス課に備付けおり、依頼があればお渡しできるようにしておりますが、今後は自由に直接お持ちいただけるようにしてまいります。

次に、町内の子供たちへの自然体験を通じた環境学習をについてですが、議員も触れていらっしゃいましたが、つくば市との交流は霞ヶ浦と湧水群との水と水環境の違いを実際に体験することによって水の大切さや水との関わり方の重要性を認識し、水環境保全の意識を向上させる目的で継続実施しております。

今年度は8月6日に、つくば市より小学5年生の代表児童36人が美郷を訪問し、清水の水質調査や丸子川の水生生物調査、美郷の水の源流をたどるため七滝土地改良区のブナ林の見学などをしております。

8月17日からは、美郷町の児童42名がつくば市等を訪れまして、霞ヶ浦の水質調査や水生生物の調査を実施し、水の保全や水環境の大切さを学習しております。

議員ご提案の美郷の水について美郷の子供たちにもというふうなお話しですが、七滝のブナ林見学学習については、議員ご指摘のとおり、子供たちの自然を大切に育むには、大いに効果があると思いますので、来年度のつくば市との水環境学習交流において、美郷の参加児童も一緒に七滝のブナ林の見学学習を実施できるように検討してまいりたいと存じます。

なお、現在、美郷町においてはさまざまな機会をとらえて子供たちに自然に親しんでもらう施策を実施しており、学校では総合的な学習の時間を利用した自然環境学習や農業体験、保呂羽山少年自然の家での宿泊体験などを実施しているほか、生涯学習では夏休み、春休みに、自然や環境にちなんだ体験学

習等を実施しております。今後もこうした取り組みは推進してまいりたいと存じます。

次に、補償問題についてですが、学校での水泳やスポーツ、スポーツ少年団活動を除く課外活動など、学校管理下において発生した事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度がありまして、負傷や疾病、傷害、死亡に対して共済金が給付されることとなっております。ただし、多数の住民が被害を受ける風水害、震災等の場合は給付はありません。

また、スポーツ少年団活動においては、団の登録と同時にスポーツ保険に加入することが義務づけられておりますので、その適用を受けることになります。

また、台風などの際、看板などが飛んで負傷した場合の賠償ですが、基本的に町の管理に瑕疵がない場合、賠償責任はないものと考えますが、瑕疵に起因した偶発、偶然の事故の場合は賠償責任があるものと考えます。

また、町道の欠陥が原因で起きた事故についても、管理に瑕疵があった場合は賠償責任が発生するものです。どの程度で賠償責任が発生するかについては、ケース・バイ・ケースでありますので、その場合によって違いがあることにご理解をいただきたいと存じます。

また、いずれの場合も町に損害賠償がある場合に、町が今現在全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますが、それが適用になることとなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、国体リハーサル大会についてですが、大会を終えての感想ですが、協議役員、あるいは実施本部員にあっては、実際に大会運営を体験したことが何よりよかった点ですし、ボランティアの方々からは、充実感があったという感想もあり、こうした達成感が本大会の意義だったと認識しております。一方、議員がお触れになったとおり、大会運営及び競技運営に改善すべき事項も多くあったものと認識しておりますが、細部にわたる課題については、現在、運営に当たった競技役員や実施本部員、ボランティアの方々や協賛をいただいた関係者の方々に反省点やお気づきの点をお寄せいただくようお願いしております。9月中旬をめどに取りまとめを行うこととしております。その後、早い機会に実行委員会として今回の大会を総括し、12月開催のバドミントン競技リハーサル大会の参考にしていくとともに、来年度の本大会に向けた改善につなげてまいりたいと存じます。

アナウンスについてですが、スポーツ実況のアナウンスはその種目のルールや出場選手の情報を熟知した上で、臨機応変の対応が求められるものと思いますので、本大会に向けての課題として認識し、対処してまいりたいと存じます。

また、競技運営に係るご提案並びにアナウンスに係るご提案については、基本的には競技団体が担うものでありますので、ご提案の内容を詳しくお伝えしてまいりたいと存じます。

いずれ、今回のリハーサル大会を検証し、よりよい大会運営及び競技運営に向けて準備を進めますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。

○9番（武藤 威君） すぐ終わります。

生活保護をめぐる問題については、やはりこれも難しい問題だと思いますけれども、ただ、ちょっと気になるのはこの委員にいるかいないかわかりませんが、民生委員ですけれども、こういう中で結構問題が起きておることもあるわけですので、中身は余りしゃべりませんが、町長はそういうプライバシーのことはやらないというけれども、そういう関係で、民生委員関係がちょっとあっちこっちで、町内にはいないとは思いますが、そういう問題がありますけれども、それいずれにしても窓口に出すということで本当にありがとうございます。ぜひそうしてもらいたい。

それから、2番目の環境学習ですけれども、やはり先ほど言いましたけれども、子供たちに今住んでいる自分のところが本当に誇らしいと、子供たちに再確認してもらいたいものだなとつくづく思うわけですので。美郷町にはこのようにきれいな水や空気、水の源である東の山々、それから平野の田園風景、農地や水、水路、ため池、湧き水、生息する動植物の中で我々は生きているんだと、一緒に共存しているんだと、このような町民の財産であるこの地域資源を我々を通じて、子供たちを通じて、未来に残すためには、やはり行政や維持管理団体だけでなく、町民こぞってやっていかなければいけない問題だなとつくづく考えております。来年度からその子供たちに少しずつでもそういうことを教えていきたいということで、実施したいということで、本当にいいことだと思いますので、ぜひお願いします。以上です。時間です。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。